

川越市こども医療費支給に関する条例

(昭和四十八年八月四日条例第二十七号)

(目的)

第一条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 こども 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護し、かつ、その生計を維持するものをいう。
- 三 医療費 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に係る給付の対象となる費用（入院時に食事療養に要した費用及び交通事故等により第三者から賠償として支払われる医療に係る費用を除く。）をいう。
- 四 一部負担金 こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づき負担すべき額をいう。
- 五 保険医療機関 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けている者及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する柔道整復師をいう。

(支給対象)

第三条 次条に規定するこども医療費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

一 対象となるこどもの属する世帯が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に基づく保護を受けている場合

二 対象となるこどもが児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親に委託されている場合

三 他の市町村（特別区を含む。）が実施する医療費の助成事業により、こども医療費に相当する給付を受けることができる場合

2 次条に規定するこども医療費の支給の対象となる医療は、当該医療に係る医療費について、次に掲げる金銭の給付を受けていない医療とする。

一 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和五十年条例第三十七号）に基づく医療費助成金

二 川越市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成四年条例第十九号）に基づくひとり親家庭等医療費

（支給額）

第四条 市長は、対象となるこどもが医療を受けたときは、対象となるこどもの保護者に一部負担金に相当する額から国民健康保険法又は社会保険各法による附加給付に相当する額及び国又は地方公共団体の施策による当該医療に係る給付に相当する額を控除した額（以下「こども医療費」という。）を支給する。

（支給の方法）

第五条 こども医療費の支給は、対象となるこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となるこどもが市長の指定する保険医療機関において医療を受けたときは、当該保険医療機関の請求により、当該医療に係るこども医療費を当該保険医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象となるこどもの保護者に対してこども医療費の支給があつたものとみなす。

(受給資格の登録等)

第六条 こども医療費の支給を受けようとする対象となるこどもの保護者は、市長に申請し、こども医療費の受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき、こども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

3 第一項の規定によりこども医療費の受給資格の登録を受けた保護者は、保険医療機関において、医療を受けようとするときは、保険医療機関に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

(届出の義務)

第七条 前条第一項の規定によりこども医療費の受給資格の登録を受けた保護者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 こども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給金の返還)

第九条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年七月一日から適用する。

附 則 (昭和四八年一二月二四日条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二六日条例第二〇号)

この条例は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則（平成五年七月二七日条例第一二号）

- 1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二一日条例第四号）

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年六月二三日条例第二〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の川越市乳幼児医療費支給に関する条例第二条の規定及び第二条の規定による改正後の川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例第三条の規定は、平成十年一月一日から適用する。

附 則（平成一一年一二月二四日条例第二三号）

この条例は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日条例第二四号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二一日条例第三六号）

- 1 この条例は、平成十四年一月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る乳幼児医療費について適用し、同日前の医療に係る乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月二四日条例第四八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項第二号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条第二項第二号の規定は、平成十五年四月一日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月二四日条例第四号）

- 1 この条例は、平成十七年六月一日から施行する。ただし、第三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の川越市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年九月二五日条例第三三号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一九日条例第四一号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二〇年九月二五日条例第二九号）

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年三月二五日条例第七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月一九日条例第八号）

- 1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月一六日条例第一一号）

- 1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九条を第十条とする改正規定、第八条の改正規定及び同条を第九条とし、第七条の次に一条を加える改正規定 公布の日
 - 二 第三条第一項第二号の改正規定 平成二十四年四月一日
- 2 改正後の第二条第二号イの規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る

こども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年九月二七日条例第二九号）

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の川越市こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。